

施設利用上の注意

1 施設を利用するに当たっての遵守事項

- (1) 利用申請前に利用団体(者)登録が必要となりますので、「清水町地域交流センター利用団体(者)調査表」を提出し、調査を受けてください。
- (2) 利用時間帯は、準備から部屋を片付け退出(夜間は、施設外に)するまでの時間となります。なお、時間超過した場合は、延長料金をいただくことがあります。
- (3) 使用权を第三者に譲渡、または転貸すること又は申請目的以外で利用することはできません。(目的外使用及び無断使用と認められる場合は、使用許可を取り消すことがあります。)
- (4) 物品等の販売及び契約行為を目的とする利用はできません。
- (5) 顧客や会員等の勧誘を目的とする利用はできません。
- (6) マルチレベルマーケティング(ネットワークビジネス、マルチ商法など)を行う団体(者)の利用はできません。(虚偽の申請等により利用が許可されている場合においても、前述の利用と認められるときは、利用中であっても利用を中断していただきます。)
- (7) 利用中に利用内容の確認のため、職員の立入をお願いする場合があります。

2 申込み時の注意事項

- (1) 申請時には利用内容の概要説明を伺います。受付を円滑に行うため、できる限り内容のわかる計画書や資料等を用意してください。(内容が不明確な場合、お断りすることがあります。)
- (2) 音響設備、プロジェクター及び多目的ホールの可動椅子、スクリーン、バトン(吊物)、ピアノ、照明設備などの設備を使用する場合は、申請の際に申し出てください。(当日の追加使用には、対応できないことがあります。)
なお、パソコンやDVD等を使用する場合は、使用当日の混乱を避けるため、事前の接続確認をお勧めします。また、個人で作成したDVDは、当施設の機器では再生できないことがあります。
- (3) 電気製品の会議室への持込み使用は、申込み時にご相談ください。なお、電気を大量に使用する場合は、お断りすることがあります。電熱ヒーター、ストーブ等の火気類の使用は禁止します。

- (4) 駐車台数に限りがありますので、多目的ホールを 60 人以上で利用する場合は、主催者が駐車場の確保についてどのように計画しているか確認させていただきます。また、利用人数の多いイベント等の利用については、当日の車輛誘導員の配置を条件といたします。

3 施設の利用申込み又は取消しに伴う利用料の還付・変更について

申し込み	多目的ホール 利用日の属する月の 6 か月前の初日から 多目的ホール以外 利用日の属する月の 3 か月前の初日から
利用料の納付	申請時に受付窓口で納付
取消しに伴う 利用料の還付 (口座振込み)	利用日の 3 日前までに申請 ①承認書(原本) ②印鑑 ③振込先の口座番号がわかるものを持参 してください
変更	利用日の 3 日前まで ①承認書(原本) ②印鑑 (認印) を持参してください

4 施設利用上の注意事項

- (1) 使用当日は、承認書を必ず持参してください。受付で承認書の確認が済んだ後に鍵をお渡しします。
- (2) 使用当日は、鍵といっしょに「使用後のチェック表」をお渡しします。使用後にチェック項目(清掃等)を確認の上、利用人数(その他の事項)を記入し、受付に鍵といっしょに返却してください。
- (3) 多目的ホール、調理実習室をご使用の方は、別に定める注意事項もご覧のうえ、利用してください。
- (4) 会場の収容定員を超えての利用は、消防法の規定により禁止します。
- (5) 大音量を発生する楽器等の使用(多目的ホール、音楽練習室を除く)や、香料、化粧品等の匂いが残る物を使用するなど他の利用者に迷惑となる行為は、禁止します。(場合によっては、以後のご利用をご遠慮いただくことがあります。)
- (6) 施設内の壁や柱等への「はり紙」、「のぼり旗」等の掲示はご遠慮願います。
- (7) 墨や絵の具等の使用は、床や壁の損傷対策をお願いすることがあります。
- (8) 調理実習室を除き、館内での火気の使用は禁止します。
- (9) 当施設内での物品等の保管は、お断りいたします。

- (10) 講演会やコンサートの講師、出演者の著作物（書籍・CD等）を会場販売する場合は、事前にご相談ください。なお、カラオケ大会等のイベントにゲスト等で出演される方の著作物の販売については、出演者を主とするイベントではないため販売は禁止します。
- (11) 開催チラシを作成する場合は、配布前に事前に提出してください。また、問い合わせ先は必ず記入し、各自で責任を持って対応してください。地域交流センター(町)主催と思われるような紛らわしい表記はしないでください。
- (12) 駐車台数に限りがありますので、『お車の乗り合い』や『公共交通機関のご利用』を参加者へ促すようお願いいたします。
- (13) 館内は禁煙ですので、館外の所定の場所での喫煙してください。
- (14) 使用後は、かならず清掃してください。(清掃用具については、職員にご確認ください。)

5 館内での飲食について

施設(会場)名	飲食	備 考
会議室、研修室、和室、音楽練習室、調理実習室、工芸室、楽屋	○	
1階休憩コーナー	○	
多目的ホール	×	ただし、可動椅子を使わない場合は可
展示ホール・中庭・2階ロビー	×	個人での水分補給程度の飲み物は可 サーバー等機器使用は不可

※飲食等で出たゴミは、各自でお持ち帰りしていただきます。

調理実習室の調理酒を除き、館内への酒類の持込みや飲酒は厳禁です。

上記内容を尊守いただけない場合は、利用を禁止させていただきます。

清水町地域交流センター